皇室事項

御祝電

天皇陛下は、五月二十八日アゼルバイジャン国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ローマ法王台下
パキスタン国大統領閣下
マラウイ国大統領閣下
スウェーデン国国王陛下
オーストリア国大統領閣下
ジンバブエ国大統領閣下
タイ国国王陛下
コンゴ民主共和国大統領閣下
キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下
スロバキア国大統領閣下
サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王
アイルランド国大統領閣下
クロアチア国大統領閣下
ブータン国国王陛下
エチオピア国大統領閣下
インド国大統領閣下
モザンビーク国大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
ガボン国大統領閣下
キルギス国大統領閣下
モルディブ国大統領閣下
ザンビア国大統領閣下
オーストラリア国総督閣下
アメリカ合衆国大統領閣下
メキシコ国大統領閣下
ペルー国大統領閣下
パラグアイ国大統領閣下
オランダ国国王陛下
カナダ国総督閣下
モンテネグロ国大統領閣下
イラン国大統領閣下
エストニア国大統領閣下
バーレーン国国王陛下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
ギリシャ国大統領閣下
エクアドル国大統領閣下
ドイツ国大統領閣下
イスラエル国大統領閣下
チェコ国大統領閣下
トルクメニスタン国大統領閣下
ラオス国国家主席閣下
オマーン国国王陛下
英国女王陛下
ハンガリー国大統領閣下
アルジェリア国大統領閣下
チュニジア国大統領閣下
ノルウェー国国王王妃両陛下
ベトナム国主席閣下
スロベニア国大統領閣下
中華人民共和国主席閣下
スペイン国国王王妃両陛下
カタール国首長殿下
ポルトガル国大統領閣下
ボツワナ国大統領閣下
カンボジア国国王陛下
トルコ国大統領閣下
フランス国大統領閣下
セネガル国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
ロシア国大統領閣下
モロッコ国国王陛下
ガーナ国大統領閣下
ウズベキスタン国大統領閣下
ベラルーシ国大統領閣下
モンゴル国大統領閣下
サンマリノ国執政閣下
タンザニア国大統領閣下
ブルネイ国国王陛下
シンガポール国大統領閣下
ヨルダン国国王陛下
ネパール国大統領閣下
ベルギー国国王陛下
イエメン国大統領閣下
レバノン国大統領閣下
タジキスタン国大統領閣下
ウクライナ国大統領閣下
グルジア国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
ブルガリア国大統領閣下
クウェート国首長殿下
エジプト国暫定大統領閣下
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
アゼルバイジャン国大統領閣下
ミャンマー国大統領閣下
リトアニア国大統領閣下
ポーランド国大統領閣下
イタリア国大統領閣下
スリランカ国大統領閣下
マリ国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
フィンランド国大統領閣下
ブルキナファソ国大統領閣下
フィリピン国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下
マレーシア国国王陛下
ナミビア国大統領閣下
カメルーン国大統領閣下
セーシェル国大統領閣下
コソボ国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
アフガニスタン国大統領閣下
インドネシア国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
トリニダード・トバゴ国大統領閣下
モルドバ国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年五月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成26年5月13日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(1)第01502号	株式会社エービーシーファイナンス
大阪府知事(1)第12975号	池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社
大阪府知事(1)第12976号	池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年4月1日	東海財務局長(10)第00039号	株式会社十六カード（株式会社十六ディーシーカード）
平成26年4月7日	東京都知事(1)第31505号	丸の内ＡＭＳ株式会社（株式会社安田コンサルティングオフィス）

平成26年5月13日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東海財務局長(7)第00121号	株式会社十六ジェーシービー
東京都知事(3)第30297号	オリンパスリース株式会社
兵庫県中播磨県民局長(1)第5343号	株式会社グランドホールディングス

平成26年5月13日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(1)第01485号	株式会社エービーシーキャピタル

長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定に基づき、次のとおり長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年５月29日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課、長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人井村立美は願により公証人を免ぜられた。

島宣満は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人井村立美の後任を命ぜられた。